

2年連続の月例給・ボーナスともに引き上げ

しかし、平均2%賃下げの現給保障はあと2年間のみ —2015年人事院勧告—

8月6日、人事院は、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等に関する勧告を行ないました。勧告は、民間給与との較差解消のため月例給を0.36%（平均1,469円）、ボーナスも0.1月分を引き上げる内容となっています。2年連続しての俸給表の水準とボーナスのプラス改定は24年ぶりです。そのほか、初任給や若年層の重点的な引き上げなどの若干の改善はありましたが、一方で今年度4月から恒久的に俸給表の水準を平均2%引き下げ、退職手当にも影響を与えていることを考えれば、十分な改善とは言えません。

法人化後も人事院勧告が国立大学法人の給与決定に影響を与えてきたことから、このニュースでは、勧告の主な内容を紹介し、組合員の方には勧告の詳細な内容と分析を掲載している『国公労新聞』（2015年人事院勧告特集号）をお届けします。

運動には組合員の力が何よりも必要です。非組合員の皆さんも、これを機会にぜひ組合に加入してください。

2015年人事院給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引き上げ

- ① 民間給与との較差（0.36%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）。

② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、各号俸について1,000円引上げ。

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定。

(3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5~2%引上げ。

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ4.10月分→4.20月分。

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。

[実施時期]

- ・月例給：2015年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、2018年4月1日に完成。

2 2016年度において実施する事項

- (1) 地域手当の支給割合の改定
- (2) 単身赴任手当の支給額の改定

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	No. 5 2015. 8. 10	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/